

# KPMG Insight

KPMG Newsletter  
July 2015

メコン流域諸国の投資環境 第4回  
ラオスの投資法制と税制概要



Auditor's Report

Classification Disclosure

IFRS Adoption Report

Conceptual Framework

Tax

Exit Tax

Laos

Global Automotive

Financial Holding Company

Sports Advisory

Global Advisory

Corporate Governance

Sustainable Growth

Volume 13

# メコン流域諸国の投資環境 第4回

## ラオスの投資法制と税制概要

KPMG タイ バンコク事務所

アソシエイトプリンシパル 宮田 一宏

ASEAN は 2013 年「日・ASEAN 友好協力 40 周年」を迎え、さらに本年、 ASEAN 経済共同体 (AEC) の発足を控えています。6 億人の人口を保有する一大経済圏としての成長目覚ましく、製造拠点としてのみならず、内需を狙った消費市場としても着目され、日本企業の投資も急増しています。

一方で、これら諸国での税務上のリスクも重要課題となっており、日系企業の税務への備えは必ずしも万全とは言い難い状況です。そこで、メコン流域諸国であるミャンマー、ラオス、カンボジア、タイ、ベトナムの 5 カ国の投資環境について連載いたします。

第4回となる本稿は、ラオスのインフラの概況と労働市場、企業法と投資優遇措置、税法（法人所得税）の概要と税務調査などの留意点について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。

### 【ポイント】

- 近年ラオスはタイプラスワンとして製造拠点の投資先として注目され始めており、日系企業の投資も増加傾向にある。実質 GDP 成長率は毎年 7% を超えており、市場としての魅力も増してきている。
- 電気・水道料金は ASEAN 地域で最も安い水準である。一方、海がない内陸国であるため、物流コストは高くなる。
- 投資奨励法により、事業の推奨レベルと地域区分によって、1 年～10 年の事業税免税恩典を受ける事が可能である。また、経済特区に進出した企業には事業税・所得税等の減免の恩典がある。
- 税法の規定が曖昧で、その解釈も統一されていない場合があるので、税務署への問い合わせ、交渉に多くの時間を費やされる事がある。



みやた かずひろ  
宮田 一宏

KPMG タイ  
バンコク事務所  
アソシエイトプリンシパル



## I ラオス人民共和国の基本情報

ラオスはインドシナ半島の中央に位置し、北は中国、東はベトナム、南はカンボジア、西はタイとミャンマーに接している、海のない内陸国です。国土面積は約23.7万平方km（日本の本州とほぼ同じ）で国土の約80%が山岳地帯であり、「山と森の国」と言われています。人口は2014年現在で680万人と近隣国のタイ、ベトナム、ミャンマー等と比べると約10分の1程度です。経済的にはASEANのなかでも発展が遅れており、1人当たりGDPは1,593ドルでタイ（5,674ドル）の3分の1以下ですが、近年鉱業および電力開発によって、毎年7%以上の実質GDP成長率を継続しています（図表1参照）。

図表1 ラオスの基本情報

	2013年
実質GDP成長率（%）	8.0
名目GDP（億USドル）	107.88
1人当たり名目GDP（ドル）	1,593.59
消費者物価上昇率（%）	6.4
経常収支（億ドル）	（29.87）
輸出（100万ドル、通関）	2,263.9
輸入（100万ドル、CIF、通関）	3,019.7
外国直接投資受入額（100万ドル）	426.67
外貨準備残高（100万ドル）	721.63

※経営収支の括弧はマイナスを表す。

出典：IMF-World Economic Outlook Database

ラオスの主要産業はGDPの28%を占める農業ですが、1990年代後半まで農業がGDPの50%以上を占めていた事を考えると、経済における重要度は大きく減少していることがわかります。代わりに、2000年代に入ってから、鉱山および水力発電の開発が活発になり、外資系企業の投資対象となっています。近年ではタイでの人件費の高騰および洪水リスクの顕在化により、タイプラスワンの選択肢として注目され始めています。日系企業のラオスへの投資は電気・電子、自動車部品など多岐にわたり、2012年の日本からの投資額は4億600ドルを記録しました。

## II インフラの概況と労働市場

### 1. 運輸

ラオスは周囲を他国に囲まれ海に面していないため、海運が利用できないという点で不利な状況にあります。陸運については、2006年にタイとラオスの国境を跨ぐ第2メコン友好橋が完成し、陸路であるインドシナ東西回廊がベトナムのダナンからラオスを経てタイのメソートまで開通しました。また、中国雲南省からラオスを抜けてタイのバンコクに至る陸路であるインドシナ南北回廊の整備も進んでいます。ただ物流手続き面では、国境での通関に長い時間を要する状況です。また、輸入がヴィエンチャンに、輸出がサワンナケート（工業団地）にそれぞれ偏っているため、片荷による運送コスト負担が大きいというのが課題となっています。

### 2. 電力

ラオスは山岳と水資源に恵まれており水力発電が進んでいるため、電力の供給は安定しており、かつ、電気料金はアジア地域でも最も安い水準にあります。

### 3. 水資源

ラオスはメコン川をはじめとする豊かな水資源を有していますが、上下水道の整備は未だ十分ではありません。ただし、水道料金は電力料金と同様にアジア地域でも最も安い水準にあります。

### 4. 通信

携帯電話の普及率は90%超とも言われ、2%弱である固定電話に比べ格段に高い状況です。インターネットの接続状況はヴィエンチャン、サワンナケート、チャンパーサックなどの地域の良く知られたホテルでは、どこでもインターネットに接続できます。

### 5. 労働市場

ラオスの労働者の月額基本給は132ドル（2013年現在）でタイの1/3程度です。賃金の安さは投資企業にとって魅力ですが、人々人口が680万人と少ないうえに、数十万人が隣国タイに出稼ぎに出ているため、数千人規模で労働者を確保するには苦労すると言われています。

### III 企業法と投資優遇措置

#### 1. 企業法

2005年企業法は1994年事業法を改定したもので、ラオス国内で設立され運営される私企業（国内企業および外国企業）、国営企業、官民合弁企業に適用されます。ただし、協同組合と小規模小売業には適用されません（企業法第8条）。

企業法では企業の設立にあたって、ライセンスを通じた国

図表2 ネガティブリスト

ISIC	事業内容	関係機関
<b>農林、漁業</b>		
0170	狩猟、罠、その他関連活動	農林省
0210	植林および森林に関する活動	農林省
0220	森林伐採	農林省
0312	河川での漁業	農林省
<b>採鉱</b>		
0510	石炭の採掘	エネルギー鉱物省
0520	リグナイトの採掘	エネルギー鉱物省
0610	原油の採掘	エネルギー鉱物省
0710	鉄の採掘	エネルギー鉱物省
0721	ウラニウム、トリウムの採掘	エネルギー鉱物省
0729	鉄以外の鉱物の採掘	エネルギー鉱物省
0810	石、砂、粘土の採掘	エネルギー鉱物省
0891	化学、有機肥料の採掘	エネルギー鉱物省
0892	泥炭の採掘	エネルギー鉱物省
0893	塩の採掘	エネルギー鉱物省
0899	その他の鉱物や石の採掘	エネルギー鉱物省
<b>電力、ガス、ステム、その他のガスの供給</b>		
3510	電流の生産、配給	エネルギー鉱物省
3520	ガスの生産、大型パイプラインによるスチームの配給	エネルギー鉱物省
<b>水の配給、排水の浄化、廃棄物管理、その他の問題解決事業</b>		
3600	水の保全、浄化、配給	運輸・公共事業省
3700	排水の浄化	運輸・公共事業省
3812	危険な廃棄物の保管	運輸・公共事業省
3822	危険な廃棄物の保全と管理	運輸・公共事業省
<b>運輸と集荷</b>		
4911	鉄道による乗客輸送	運輸・公共事業省
4912	鉄道による商品輸送	運輸・公共事業省
4930	パイプによる輸送	運輸・公共事業省
5110	航空機による乗客輸送	運輸・公共事業省
5120	航空機による商品輸送	運輸・公共事業省
5310	郵便事業	運輸・公共事業省

からの事業許可の取得よりも、登録を通じた国への事業の通知を原則としています。

国家の安定、社会秩序、国家の伝統、環境への配慮のため、事業登録に先立ち管轄省庁からの許可を必要とする事業を定めたネガティブリストが規定されています（図表2参照）。

#### 2. 投資奨励法

ラオスの投資優遇措置は投資奨励法により投資優遇策が規定されており、法人所得税の免除は奨励地域と各事業の奨励レベルに応じて、事業税の免除期間が与えられます。各事業

情報通信		
5811	書籍の印刷	情報文化省
5813	新聞、コラム、雑誌の印刷	情報文化省
5911	写真、ビデオ、テレビ番組の作成	情報文化省
5912	写真、ビデオ、テレビ番組の描画	情報文化省
5913	写真、ビデオ、テレビ番組の販売	情報文化省
5920	歌詞や音楽の印刷	情報文化省
6010	ラジオ放送	情報文化省
6021	テレビ放送	情報文化省
6022	ケーブル、衛星その他による放送	情報文化省
6110	有線による通信	情報文化省
6120	無線による通信	情報文化省
6130	衛星を介した通信	情報文化省
6190	その他の通信	情報文化省
金融・保険		
6411	中央銀行	中央銀行
6419	その他の金融仲裁	中央銀行
6420	株式会社	財務省
6430	基金、信託	中央銀行
6491	融資	中央銀行
6492	その他の信用供与	中央銀行
6499	保険や年金事業以外のその他の金融サービス	中央銀行
6511	生命保険	財務省
6512	生命保険以外の保険	財務省
6520	再保険	財務省
6530	年金基金	財務省
6611	金融マーケット管理	財務省
6612	証券、商品取引契約仲介	財務省
6619	他の金融サービスを補助する業務	財務省
6630	ファンドマネジメントサービス	財務省
保健衛生、社会セクター事業		
8610	病院	保健省
8620	医療治療、歯科治療	保健省
8690	その他の保健衛生	保健省
芸術、歓楽、レクリエーション		
9200	賭博事業	情報文化省
9321	遊園地	国家観光機構、情報文化省

に対する事業の奨励レベルについては、投資奨励法施行令の附録1によよそ400件の事業が3段階の奨励レベルに分類されておりますのでご参照ください。奨励地域については、地域および社会経済インフラと地理的条件に基づき、以下の3つの投資奨励地域に区分されます（図表3参照）。

図表3 投資奨励地域区分



地域区分	事業の奨励レベル		
	レベル1	レベル2	レベル3
第1ゾーン	10年	6年	4年
第2ゾーン	6年	4年	2年
第3ゾーン	4年	2年	1年

- 第1ゾーン：投資に必要なインフラ整備が進んでいない地域で主に遠隔山岳地帯
- 第2ゾーン：一定水準のインフラが整備されている地域
- 第3ゾーン：十分なインフラが整備されている地域

### 3. 経済特区（SEZ）

現在、経済特区（SEZ）は10ヶ所あります。ラオスにおける経済特区は近隣ASEAN諸国の経済特区に比べインフラ整備、産業集積は大きく遅れており、中には経済特区として指定はされているものの、整地すら完了していないところもあります。

現時点である程度インフラが整備されている経済特区として以下の2ヶ所が挙げられます。

#### ① Savan-Seno Special Economic Zone

ラオス南部のタイ国境近く、インドシナ東西回廊沿いのサワンナケートからセノにかけて立地

#### ② Vientiane Industry & Trade Park (VITA Park)

首都ヴィエンチャンの近郊に立地

各経済特区では進出企業に対しそれぞれの優遇策が付与されており、主な恩典は所得税・事業税・付加価値税・関税等の減免があります。

## IV 税法の概要と留意点

### 1. 概要

ラオスの税金は、主に1995年に制定された税法（Tax Law）によって規定されており、近年では2005年に改正され、その後、2011年12月に成立し、2012年10月より施行されている改正税法（Amended Tax Law）に基づいています。概要は下記のとおりです。

税目	標準税率	備考
所得税 (Income tax) 給与所得	最高 24%	給与・賞与・手当のほか、福利厚生費用も課税対象となる。
所得税 (Income tax) その他の所得	5% or 10%	配当所得・賃貸所得・ロイヤリティなど。
事業税 (Profit tax)	原則 24%	法人所得税に相当する税金。 中小・個人事業向けには売上ベースでの簡易税制度もある。
付加価値税 (Value added tax)	10%	輸出は 0%課税。
その他	—	関税、物品税、天然資源税など。

現在のラオスの税制は、アジア太平洋地域で最もリベラルな制度の1つとなっていますが、いまだ発展途上であり内容が不明確な部分も多くあります。税法の規定があいまいで、実務上の取扱いが複数想定されるケースや、税法において「別途定める」と規定されているにもかかわらず、いまだ規定が制定されていないことがあります。そういう場合、アジア諸国ではよくありますが、税務署の担当官の裁量や解釈によって合理性や一貫性のない指摘を受けることがありますので、注意が必要です。その対応として、税務当局へ事前に正式な書面での回答を求めるとしても実際に書面回答を得ることは容易ではありません。また、特定の納税者に対する回答が一般に公表されることはないと想定されるため、納税者はその時々に応じて税

務署への問い合わせ、交渉が必要となります。

## 2. 法人所得税

ラオスでの法人所得に関する課税は、事業税および所得税(受取利息や賃貸収入に課税)により行われ、事業税の最高税率は24%です。次に事業税のうち特に留意が必要と思われる損金不算入項目について解説します。

損金不算入項目は、会計上は費用ですが、税法上は費用として認められないものを言います。交際費や寄付金は日本を含む多くの国の税法で、損金算入に一定の制限を設けており、損金不算入項目の代表格です。ラオスの税法上、損金不算入として規定されているものなかで、日本の税法と比較して異なるものをいくつか紹介します。

### ① 未実現為替差損益

期末の外貨建債権債務の換算から発生する為替差損益は損金算入が認められないため、税務申告書を作成するときには調整が必要となる。

### ② 旅費交通費

一般管理費の旅費交通費計上額のうち、売上高の0.6%を超える部分は損金算入が認められない。

同様に電話通信費も売上高の0.4%を超える部分は損金算入が認められない。

### ③ 支払利息

金融機関からの借入に係る支払利息は発生ベースで損金算入できる。ただし、利息の支払いは証憑等により事業目的上の合理性が立証できるものに限られ、それ以外は税務当局により損金算入を否認されることがある。また、正規の金融機関以外からの借入金の利息で、株主に支払われたものは損金算入できない。つまり親子ローン等の支払利息は税務上、費用として認められないため、その実行には留意が必要である。

- 税法の規定内(売上高の0.6%)の旅費交通費が損金として認められない。
- 労働法で定められた従業員のトレーニング費用の損金算入が否認される。
- 対象となる具体的な経費を明示しないまま損金算入を否認する。
- 輸出取引が10%VAT課税取引として取り扱われる(法令上は0%)。

さらに、上記のような事項について見解の不一致を解決するための手続が未整備であるため、未納のまま数年間協議が続くこともあります。こういったことが納税者にとって税務の予見可能性を阻害する原因となっています。

## 4. 罰則規定

税務申告や納税の義務に違反した場合のペナルティとして以下の定めがあります。

### ① 延滞税

延滞額に対して1日あたり0.1%の利息が科される。ただし、最大で延滞額と同額までとされる。

### ② 過少申告、適切なインボイスの不発行

納付不足額の20%から60%の罰金が科される。違反行為の回数を重ねるごとに罰金が重くなる。さらに、3回目の違反時には営業停止処分の規定もある。

### ③ 無申告、税務調査の拒否など

税務当局が納税額を決定する。納付不足額の30%から100%の罰金が科される。違反行為の回数を重ねるごとに罰金が重くなる。さらに、3回目の違反時には営業停止処分の規定もある。

## V おわりに

## 3. 税務調査

ラオスにおける事業税に関する税務調査は、一般に年度の最終確定税額の支払い時に実施されます。つまり、最終納付にあたり申告書を提出した際に、税務当局が提出された資料を基に税額の再計算を行い、その結果、会社の納付予定額が過少であるとの指摘を受けることがあります。その場合、会社は税務当局と最終納付額の変更の要否について協議することになります。両者の見解が一致しない場合は、納付額が確定できないため、通常、納付は行わず継続して協議するのが実務慣行となっています。なお、税務調査の対象期間は、過去最大3年間に及びます。アジア諸国ではよくある話ですが、税務調査で合理的とはいえない指摘を受けるケースが多くあります。例示を以下に記載します。

東南アジア諸国には親日国が多くありますが、ラオスはその代表国の一つです。それを象徴する有名なエピソードをご紹介します。

ラオスは海がないにもかかわらず、2007年に国際捕鯨委員会(IWC)に加盟し、日本を支持する態度を表明しました。これは、日本が一番ODAを供与している国であることもありますが、ラオス人が、日本人の技術力や人間性に対し、敬意を払っているためであるとも考えられます。また、労使関係においてもデモやストライキなどがほとんどなく、そういった面でのストレスを抱えることなく事業運営が行える国の一つと言えるでしょう。日系企業でタイに重要な製造拠点がある会社は多いと思いますが、ラオス語はタイ標準語と方言程度の違いしかないので、ラオス工場設立ではタイで育成した人材の有効利用が可能です。未発達な法整備、物流コスト高など課題

もありますが、新規海外展開やタイプラスワンを考えるうえでは、有用な選択肢となると考えます。

## メコン流域諸国の税務（第2版） タイ・ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー



2014年10月刊  
【編】KPMG/ あずさ監査法人  
【監修】藤井 康秀  
中央経済社  
570頁 6,200円（税抜）

メコン流域諸国はASEANの中でも成長目覚ましく、日本企業の投資も急増しています。一方で、これら諸国での税務上のリスクも重要課題となっています。そのため、投資国の税務についての詳細な情報を入手して、十分に備えることが必要です。第2版では、初版で取り上げたタイ、ベトナム、カンボジア、ラオスのほかにミャンマーを加え、5カ国を対象として、現地での経験と実務を踏まえ、税務・投資情報を体系的にわかりやすく解説しています。

### 本書の特徴

- 各国の税法を網羅的かつ体系的に整理
- 実務に基づく解釈と留意点を詳細かつ明確に解説
- 理解を補助するための豊富な図解

### 【バックナンバー】

「メコン流域諸国の投資環境」

第1回 ミャンマーの投資関連法規

(KPMG Insight Vol.10/Jan.2015)

第2回 ミャンマーの税法の概要

(KPMG Insight Vol.11/Mar.2015)

第3回 カンボジアの投資法制と税制概要

(KPMG Insight Vol.12/May.2015)

### ラオス税制サマリ 2013年（英語版）のご案内

ラオスへの進出を検討されている、あるいは事業展開している企業の皆様に、現地での事業活動に役立つと思われる投資、税法、労務等について情報提供しています。ご入用の場合は、あずさ監査法人 GJP (03-3266-7543) または、CountryDesk@jp.kpmg.com までご連絡ください。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG タイ  
バンコク事務所  
アソシエイトプリンシバル 宮田 一宏  
TEL: +66 (2) 677-2126  
kazuhiro@kpmg.co.th

## KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.